

令和2年度 第1回 高浜市監視委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月29日（水） 午後2時55分から
2. 開催場所 高浜市役所 1階 多目的会議室
3. 出席委員 委員 児玉善郎（大学 学長）
委員 岸上善徳（高浜市社会福祉協議会会長）
委員 横山英樹（元県住宅供給公社事務局長）
委員 横井克俊（弁護士）
4. 事務局職員 内田総務部長、竹内グループリーダー、清水主幹、稲垣主査、藤田主任、神谷主任
5. 議事概要
- (1) あいさつ
(2) 委員、事務局紹介
(3) 委員長、職務代理者の選出
(4) 令和2年度前期入札案件の検討について

○主な質疑・回答

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>(1) 落札率100%案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備保守点検業務委託（ガス） ・自家用電気工作物保安管理業務委託 <p>※2件一括審議</p> <p>○予定価格を超過した業者が多いのはどう いう要因が考えられるのか。</p> <p>○見積依頼業者は何者に依頼し、落札した のは見積業者か。</p> <p>○次年度以降の入札も、見積依頼した業者 が同額で応札すると落札率100%が継続 することが考えられて、指名競争入札 にする必要がないのでは。</p>	<p>○保守点検業務は取り扱い可能業者が限ら れるとともに、品質管理が困難であるこ とが影響していると考えられる。</p> <p>○2者に見積依頼し、そのうちの1者が落 札した。見積徴収時に業者が提示した金 額と同額で入札したため、落札率100%に なったと考えられる。</p> <p>○随意契約とする場合には、その理由を明 確にしないとイケない。今後は指名競争 入札で競争性が発揮されるよう、見積徴 収のあり方等に検討の余地がある。</p>

<p>(1) 落札率 100%案件 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校合併浄化槽保守点検業務委託 ・ 小中学校給食リフト保守点検業務委託 ・ 健康診断 (児童・生徒心電図検査) 委託 ・ 自律型プログラミングキット購入 <p>※ 4 件一括審議</p> <p>○ 4 案件とも落札した業者の見積徴収時の提示額と入札に応じた際の入札額は同じであったのか。</p> <p>○ 4 案件とも昨年度と落札業者は同じか。</p> <p>○ 毎年落札業者が同じで、落札率 100%が続くのであれば、指名競争入札にする必要がないのでは。</p>	<p>○ 4 案件とも落札業者の見積額と入札額は同額である。</p> <p>○ 4 案件とも同じである。</p> <p>○ 随意契約にする理由を明確にしておかなければならないが、随意契約も検討の余地があると考える。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>これらの案件は、見積提示した金額が、そのまま入札時にも提示されたため、落札率 100%となったことが確認された。理由を明確にすることができる案件については、随意契約を検討する余地があると考えられる。</p>	
<p>(2) 高落札率案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道整備工事 田戸・論地処理分区 (2-13 工区) ・ 公共下水道整備工事 浜第 2 処理分区 (2-2 工区) ・ 公共下水道整備工事 浜第 2 処理分区 (2-11 工区) ・ 公共下水道整備工事 浜第 2 処理分区 (2-4 工区) <p>※ 4 件一括審議</p> <p>○ 工区によっては、応札可能業者 6 者のうち 2 者しか応札していないのはなぜか。</p> <p>○ 応札可能業者数は 6 者であるが、現状として 2 者での争いとなっている。他の業者も応札して競争性が発揮されることが望まれる。</p>	<p>○ 工事の規模による収益性や他の業務を既に受けていて手一杯の状況にあるなどが考えられる。</p>

【審議結果】

これらの案件は、予定価格事前公表の土木一式工事であるが、応札して落札する業者が限られる傾向にあることから高落札率になっていることが確認された。今後、予定価格事後公表の案件を増やすなど競争性が発揮されるよう工夫することが求められる。

(3) 高落札率、事後公表案件

- ・高浜中学校屋外トイレ改築工事
(事前公表案件)
 - ・高浜中学校給食調理室改修工事
 - ・港小学校北側フェンス整備工事
 - ・港小学校校舎通路等舗装改修工事
- ※4件一括審議

○事前公表の1案件が落札率100%となったことについてどう考えるか。

○事後公表の3案件で落札率が低かったことについてどう考えるか。

○予定価格事後公表の3案件では落札率が下がっていることから、事後公表にした成果があったと思われる。

○この案件については、設計を業者に委託しており、委託業者が公共単価から設計を組んだ金額が予定価格となっている。しかし、本案件の工事規模が小さいため、公共単価から設計を組んで算出した予定価格と実績価格との差が大きくなり、工事業者にとっては入札金額を予定価格以下にすることが厳しく、落札率100%になったと考えられる。

○これらの案件は、業者から参考見積もり、設計を組んで予定価格を算出している。工事内容によっては、間接費を下げやすい工事があり、それが落札率が下がった要因と考えられる。

【審議結果】

これらの案件は、建築一式工事であるが、設計の組み方や工事内容の違いが落札率に影響を及ぼしたと考えられる。これらの案件では、予定価格事後公表にした成果が見られたと考えられる。

(3) 高落札率、事後公表案件 (続き)

- ・舗装復旧工事 (その1)

<p>上畑第2処理分区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装復旧工事（その3） <p>論地処理分区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装復旧工事（その6） <p>上畑第2処理分区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装復旧工事（その4） <p>上畑第2処理分区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装復旧工事（その5） <p>上畑第2処理分区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装復旧工事（その2） <p>※6件一括審議</p> <p>○これらの案件は、業者が市販の積算システムを導入しての積算が行いやすいため落札率が高いのか。</p> <p>○予定価格の設定はどのように行っているのか。</p> <p>○舗装復旧工工事については、業者が積算システムをもとに入札すると、予定価格との差がほとんどでないことから、事前公表でも事後公表でも落札率に大きな差が出ず、落札率が高止まり傾向になると考えられる。</p>	<p>○県の歩掛りが公表されているので舗装の幅や厚さ、使用材料等が分かれば積算は容易であると考えられる。</p> <p>○参考見積をとることなく、公表されている県の歩掛りを使って担当技師が設計を組んで予定価格を設定している。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>これらの土木一式工事の案件は、業者が積算システムをもとに入札額を決めると、予定価格との差が出ないことから、落札率が高止まり傾向になることが確認された。予定価格を事後公表にしても高落札率となり、事前公表との違いがみられないと考えられる。</p>	
<p>(3) 高落札率、事後公表案件（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水管布設替工事（2-1工区） （事前公表案件） ・配水管布設替工事（2-3工区） ・配水支管布設替工事（2-4工区） ・配水支管布設替工事（2-5工区） ・配水支管布設替工事（2-6工区） 	

<ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事に伴う配水管移設工事 (その1) ・配水管布設替工事 (2-7工区) ・配水管布設替工事 (2-9工区) ・配水管布設替工事 (2-11工区) ・下水道工事に伴う配水管移設工事 (その2) <p>※10件一括審議</p> <p>○これらの案件は応札可能業者8者のところ、ほとんどの案件で8者全てが応札しているが、案件によっては予定価格を超過した入札額を提示する業者が多く、結果として規模の大きいと思われる3者が落札している状況にあるが、どのように考えるか。</p> <p>○水道施設工事の予定価格の設定はどのように行っているのか。</p> <p>○事後公表案件9件のうち2件については落札率が他の7件に比べて低いが、そのようになっている要因はあるのか。</p>	<p>○落札している3者は市内では規模が大きい業者である。水道施設に関しては民間の工事で忙しいことから規模の大きい業者でないと落札して工事を請け負う余裕がないことが考えられる。</p> <p>○参考見積をとることなく、公表されている県及び国の歩掛りを使って担当技師が設計を組んで積算し、予定価格を設定している。</p> <p>○いずれも同様に設計を組んで予定価格を設定しているので、2件だけ低くなった要因は見当たらない。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>これらの水道施設工事の案件についても、業者が積算システムをもとに入札額を決めると、予定価格との差が出ないことから、落札率が高止まり傾向になることが確認された。</p>	
<p>(3) 高落札率、事後公表案件 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 市道向山線外1路線 ・道水路維持補修工事 市道豊田上畑線 ・道路改良工事 市道宮東六助線 <p>※3件一括審議</p> <p>○これらの案件も、水道施設工事と同様に、公表されている県及び国の歩掛りを使って担当技師が設計を組んで積算し、予定価格を設定しているのか。</p>	<p>○そのとおりである。業者も市販の積算システムを導入し、その中で、各業者が受注可能な金額を札入れしていると考えられる。</p>

<p>【審議結果】 これらの土木一式工事の案件は、業者が積算システムをもとに入札額を決めると、予定価格との差が出ないことから、落札率が高止まり傾向になることが確認された。工事内容によっては、予定価格を事後公表にしても高落札率となり、事前公表との違いがみられないと考えられる。</p>	
<p>(4) 辞退、無効多数案件 ・公園等遊具保守点検業務委託</p> <p>○昨年度と今年度の指名業者の状況はどうか。</p> <p>○辞退した3者の理由が資格者の配置困難ということだが、入札時期なども関係しているのか。</p> <p>○来年度については、今回の辞退業者を除いて業者を指名するということか。</p>	<p>○2者は昨年と同様、3者は昨年度辞退したため、業者を入れ替えて実施したが、辞退となった。</p> <p>○そこまでの状況はわからない。</p> <p>○その予定である。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、資格者の配置困難のため辞退多数となったことが確認された。</p>	
<p>(5) 入札不調案件 ・電算機器端末借上</p> <p>○各者未受領となった理由はわかるか。</p>	<p>○新型コロナウイルス拡大が工場や物流に大きな影響を及ぼし、仕様書に記載されている4月中の納期、5月1日からの利用開始が不可能であったことを確認している。</p>
<p>【審議結果】 本案件、は新型コロナウイルスの影響により入札不調になったことが確認された。</p>	
<p>(5) 入札不調案件 (続き) ・港小学校渡り廊下改築工事</p>	

○3回まで入札を行い、入札者なしとなった理由はわかるか。

○設計を業者に委託し、公共単価から設計を組んだ金額が予定価格となっていたため、実績価格との差が大きくなり、工事業者にとっては入札金額を予定価格以下にすることが厳しい状況となったと考える。また、オリンピックやコロナウイルスの影響で、鉄鋼等の実勢価格が公共単価と開きがあったのではないかと思われる。

【審議結果】

本案件は、設計の組み方や今般の社会情勢等の影響により入札不調になったことが考えられた。

(5) その他

○意見具申（案）について

○令和2年度 予定価格事後公表試行案件の選定について